

東京都エコ農産物認証要領

制定 平成25年4月1日 25産労農安第2号
一部改正 平成26年3月31日 25産労農安第1173号
一部改正 平成27年3月31日 26産労農安第1191号
一部改正 平成28年3月31日 27産労農安第1277号
一部改正 平成28年6月24日 28産労農安第336号
一部改正 平成29年3月31日 28産労農安第1324号
一部改正 平成30年4月1日 29産労農安第1441号
一部改正 平成30年7月17日 30産労農安第422号
一部改正 平成31年2月1日 30産労農安第1004号
一部改正 令和元年7月1日 31産労農安第416号
一部改正 令和3年7月1日 3産労農安第412号
一部改正 令和5年5月1日 5産労農安第289号
一部改正 令和6年4月1日 5産労農安第1671号

第1 目的

この要領は、東京都エコ農産物認証要綱（以下「要綱」という。）による東京都エコ農産物の認証に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

第2 認証基準

認証基準については、次のとおりとする。

- (1) 土づくり、化学合成農薬と化学肥料の使用を削減させる効果の高い技術については、別表1－1に定めるとおりとする。なお養液栽培については、土づくり、化学肥料の使用を削減する技術に代えて、別表1－2に定める要件を満たすものを認証することとする。
- (2) 要綱第3の(2)の要件による都の慣行使用基準については、別表2に定めるとおりとする。
- (3) 認証の対象とする農産物、化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の使用量を定めた都の慣行使用基準は、必要に応じて適宜見直しを行う。
- (4) 認証対象とする認証区分については、別表3に定めるとおりとする。

第3 使用回数に加えない農薬

- 1 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに掲げられた農薬（平成19年3月23日付け18消安農第14413号総合食料局長、生産局長、消費安全局長通知）（別表4）は、東京都エコ農産物の認証要件の化学合成農薬の使用回数に加えない。
- 2 購入した苗で入手以前に使用された化学合成農薬は、使用回数に加えるが、購入した種子に使用されていた化学合成農薬の使用回数は加えないものとする。

第4 認証の申請及び更新

- 1 認証申請及び更新の受付は、年 1 回行うものとし、原則として 9 月 1 日から 9 月 30 日までを受付期間とする。
- 2 認証の申請及び更新は、別記様式第 1 号により行う。
- 3 生産者が 2 経営体以上の団体で認証を得ようとする場合は、代表申請者及び団体申請管理者を定め、別記様式第 2 号により申請する。
- 4 認証期間の最終年の 12 月 31 日に認証の終期を迎える者は、引き続き認証を受けるための認証申請（以下、「更新申請」という。）を、別記様式第 1 号により行うことができる。

第 5 認証委員会の開催

- 1 認証委員会は、別に定める東京都エコ農産物認証委員会設置要領により、原則として年 1 回開催する。
- 2 認証委員会の長は、委員会の開催にあたり必要な資料等を知事に対し請求できる。

第 6 認証の審査と通知、公表

- 1 知事は、認証の申請を受理した生産者のほ場を、別に定める安全確認者とともに調査する。
- 2 知事は、認証申請の内容と 1 の調査結果、及び必要書類を整えて、認証委員会に対して認証の適否について審査を依頼する。認証委員会は、認証の適否について審査し、その結果を知事に報告する。
- 3 要綱第 5 の規定による認証の通知は、別記様式第 3 号により行う。
- 4 知事は、認証した内容について公表する。

第 7 認証期間

- 1 認証期間は、認証申請を行った翌年の 1 月 1 日から起算して 5 年間とする。
- 2 認証期間内に生産を開始した認証農産物が認証期間を過ぎてもほ場に存在する場合、認証期間内に販売する農産物のみを対象とする。

第 8 認証マークの調査

知事は、認証生産者が認証農産物に付ける認証マークの管理及び使用の状況等について調査することができる。

第 9 認証の変更

- 1 要綱第 8 の変更申請書が必要な場合とは、次のとおりとする。
 - (1) 農産物又は生産ほ場の追加
 - (2) 認証区分の変更のうち、化学合成農薬、化学肥料の削減割合を現状より高くするもの
 - (3) その他、認証の審査を必要とする変更
- 2 要綱第 8 の変更届出書が必要な場合とは、次のとおりとする。

- (1) 同一経営体内の認証生産者の変更
- (2) 認証農産物又は生産ほ場の栽培中止
- (3) 認証区分の変更のうち、化学合成農薬、化学肥料の削減割合を現状より低くするもの
- (4) 都が公表の対象とする情報の内容に係る変更
- (5) 団体申請における届出事項の変更
- (6) その他、軽微な変更

3 変更申請及び届出の書式

変更申請書及び変更届出書は、別記様式第4号により行う。

4 変更申請及び届出の受付

- (1) 変更申請の受付は、年1回行うものとし、原則として9月1日から9月30日までを受付期間とする。
- (2) 変更届は、随時受け付ける。

5 変更に伴う認証期間の扱い

変更後の認証期間は、変更前の認証期間を超えないものとする。

第10 実績報告

- 1 認証生産者は、要綱第9の規定による実績報告について、認証を受けた期間中の1月1日から12月31日における認証農産物の栽培状況及び認証マークの使用状況を別記様式第5号により、翌年2月末日までに知事に提出することとする。
- 2 団体申請の場合は、第10の1の報告書を団体申請管理者がとりまとめた上で、別記様式第6号により知事に提出することとする。

第11 認証農産物の調査

- 1 知事は、認証農産物の生産、出荷及び販売の状況並びに農薬の残留状況を調査し、認証農産物が適正に栽培管理されたことを確認する。
- 2 認証生産者は、残留農薬調査を行う検体について、別に定める様式により生産履歴を知事に報告しなければならない。
- 3 残留農薬調査に供する検体の採取、収集及び搬送は、安全確認者が行う。

第12 認証の停止・取り消し等

- 1 知事は、認証農産物について、認証基準に適合しないと認める事由が発生したことを確認したときは、別記様式第7号により当該農産物に対する東京都エコ農産物の認証を停止し、出荷及び販売する農産物への表示及び認証マークの使用停止を命ずる。
- 2 認証生産者が不正に認証マーク等を使用したとき、並びに食品衛生法や農薬取締法等の法令に違反し改善が見込まれない、あるいは社会的影響が大きいと判断した場合には、別記様式第8号により東京都エコ農産物の認証を取り消し、その翌年から起算して5年間、当該生産者及び同一経営体の構成員に対して認証を行わないものとする。

- 3 知事は、第 12 の 2 の事由により認証を取り消した時は、当該認証生産者の氏名を公表する。
- 4 知事は、認証生産者が認証期間中に死亡し、家族等が認証を引き継ぐ意思がないことを確認した場合には、認証を取り消すことができる。

第13 生産履歴の記帳及び提供

認証生産者は、生産の履歴について記録し、消費者等から照会があった場合や知事が提出を求めた場合は、その生産履歴情報を提供しなければならない。

第14 農業者への支援

区部及び多摩地域にあつては農業振興事務所、島しょ地域にあつては支庁及び島しょ農林水産総合センターが、東京都エコ農産物の認証を受けようとする生産者及び認証生産者に対し、必要な助言及び指導を行う。

第15 その他

この要領に定めるもののほか、東京都エコ農産物の認証に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

この改正は、平成28年6月24日から施行する。

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

この改正は、平成30年7月17日から施行する。

この改正は、平成31年2月1日から施行する。

この改正は、令和元年7月1日から施行する。

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

この改正は、令和5年5月1日から施行する。

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

東京都エコ農産物における土づくり、化学合成農薬と 化学肥料の使用を削減させる効果の高い技術

東京都エコ農産物認証要綱第3の（1）の要件による技術は、下記のとおりとする。
申請者は、土づくりの技術から一つ以上、化学合成農薬削減の技術から一つ以上、化学肥料削減の技術から一つ以上を用いて、認証を受ける農産物を栽培しなければならない。

1 土づくりの技術

- （1）たい肥等有機質資材施用技術
- （2）緑肥作物利用技術
- （3）その他、東京都農林総合研究センター等で開発された技術

2 化学合成農薬削減の技術

- （1）温湯種子消毒技術
- （2）機械除草技術
- （3）除草用動物利用技術
- （4）生物農薬利用技術
- （5）対抗植物利用技術
- （6）抵抗性品種栽培・台木利用技術
- （7）土壌還元消毒技術
- （8）熱利用土壌消毒技術
- （9）光利用技術
- （10）被覆栽培技術
- （11）フェロモン剤利用技術
- （12）マルチ栽培技術
- （13）天然物質由来農薬等利用技術
- （14）その他、東京都農林総合研究センター等で開発された技術

3 化学肥料削減の技術

- （1）局所施肥技術
- （2）肥効調節型肥料施用技術
- （3）有機質肥料施用技術
- （4）その他、東京都農林総合研究センター等で開発された技術

東京都エコ農産物における養液栽培の認証基準

1 認証対象とする農産物

主な光源が自然光であって、農地の土壌と物理的に隔離された環境下で生産する農産物を認証対象とする。

なお、養液栽培の認証では「化学肥料の使用量削減」を認証要件としないので、「東京エコ100（化学合成農薬・化学肥料不使用）」に相当する区分を設けない。

2 土づくり

栽培に農地の土壌を用いないことから、土づくり技術の導入を認証基準とはしない。

3 化学合成農薬の使用

土耕栽培とは別に慣行使用基準を定め、別表 1－1 の 2 「化学合成農薬削減の技術」のうち、いずれか一つ以上を用いて化学合成農薬の使用回数を25%以上、または50%以上削減する。

4 化学肥料の使用

養液栽培では、化学肥料の使用量の削減を認証基準とはしない。

ただし、施肥が過剰とならないよう、ECに基づいて液肥の量や濃度を調整する等、適正に管理する。

5 環境への影響低減の取組

- ・循環型等、栽培期間中に排液が発生しないものを原則として認証する。
- ・排液発生の可能性のある栽培システムを用いる場合は、排液が極力生じないよう適切に管理する。排液が発生した場合には、環境への影響が最小となるよう適正に処分する。
- ・資材の洗浄液や栽培システム内に残った養液等も、適正に処分する。
- ・使用後の培地等の資材は、堆肥に添加したり土壌に還元したりする等、再利用する。
- ・栽培容器や培地等の再利用が不可能で廃棄せざるを得ない資材は、産業廃棄物処理業者等により適正に処理する。

※「排液・洗浄液の適正な処分」の考え方（廃液流出防止技術）

以下のいずれかの方法により、公共用水域や土壌中に環境基準値を超える排液を放出しないようにする。

- （1）循環型栽培システム
 - （2）肥料として利用
 - （3）堆肥に添加
 - （4）資材に吸着させ回収し、産業廃棄物として廃棄
 - （5）浄化槽等を用いて排液が環境基準を下回るよう浄化し、放流
 - （6）十分量の水で排液の濃度を薄め、下流に浄水場がある公共下水道に放流
 - （7）その他の技術
- ・栽培の終盤には液肥の供給を停止し、栽培システム中の残液の肥料成分を作物に吸収させ、残液について適正に処分する
 - ・その他、排液に起因する環境への影響を低減する技術・資材等を使用する

別表 2

**東京都内における化学合成農薬・化学肥料慣行使用基準
および認証区分ごとの使用上限値 早見表**

令和 6 年 4 月現在

種類	農産物名	作型	化学合成農薬 (延べ使用成分回数)			化学肥料 (窒素成分kg/10a)			備考
			慣行 使用基準	東京エコ25 の上限値	東京エコ50 の上限値	慣行 使用基準	東京エコ25 の上限値	東京エコ50 の上限値	
作物	水稻	普通	7	5	3	5	3.75	2.50	
	小麦	普通	3	2	1	5	3.75	2.50	
野菜	アイスプラント	春～冬まき	4	3	2	12	9.00	6.00	
	アシタバ	普通	3	2	1	40	30.00	20.00	
	アスパラガス	半促成長期どり	8	6	4	15	11.25	7.50	
	イチゴ	促成(施設)	31	23	15	30	22.50	15.00	
	ウド	促成・普通軟化 (根株養成含む)	8	6	4	16	12.00	8.00	
	エダマメ	早熟・普通	5	3	2	10	7.50	5.00	
		抑制	6	4	3	6	4.50	3.00	
	オクラ	普通	5	3	2	20	15.00	10.00	
	カボチャ	普通	2	1	1	15	11.25	7.50	
	カリフラワー	夏まき	12	9	6	20	15.00	10.00	
	キャベツ	春まき夏どり	15	11	7	25	18.75	12.50	
		夏まき秋冬どり	15	11	7	25	18.75	12.50	
		秋まき初夏どり	15	11	7	25	18.75	12.50	
	キュウリ	半促成(施設)	20	15	10	25	18.75	12.50	
		早熟・普通	18	13	9	25	18.75	12.50	
		抑制(施設)	18	13	9	20	15.00	10.00	
	ケール	春まき・夏まき	5	3	2	25	18.75	12.50	
	コカブ	冬まき・春まき	6	4	3	15	11.25	7.50	
		夏まき・秋まき	10	7	5	15	11.25	7.50	
	ゴボウ	普通	5	3	2	12	9.00	6.00	
	コマツナ	春～秋まき(露地)	7	5	3	15	11.25	7.50	
		春～秋まき(施設)	7	5	3	7	5.25	3.50	
		冬まき(露地)	5	3	2	15	11.25	7.50	
		冬まき(施設)	5	3	2	7	5.25	3.50	
菜	サツマイモ	普通	10	7	5	3	2.25	1.50	
	サトイモ	普通	4	3	2	20	15.00	10.00	*1
	サヤインゲン	普通	10	7	5	10	7.50	5.00	
		抑制(施設)	5	3	2	10	7.50	5.00	
	サヤエンドウ	秋まき	3	2	1	10	7.50	5.00	
		秋まき(島しょ)	18	13	9	24	18.00	12.00	*2
	シシトウ	普通	7	5	3	18	13.50	9.00	
	ジャガイモ	春作	4	3	2	15	11.25	7.50	
		秋作	5	3	2	20	15.00	10.00	
	シュンギク	秋まき	3	2	1	14	10.50	7.00	
	ショウガ	半促成・普通	10	7	5	15	11.25	7.50	
	スイートコーン	早熟・普通	7	5	3	18	13.50	9.00	
	スイカ	早熟	16	12	8	12	9.00	6.00	
	ズッキーニ	早熟・普通	8	6	4	13	9.75	6.50	

種類	農産物名	作型	化学合成農薬 (延べ使用成分回数)			化学肥料 (窒素成分kg/10a)			備考
			慣行 使用基準	東京エコ25 の上限値	東京エコ50 の上限値	慣行 使用基準	東京エコ25 の上限値	東京エコ50 の上限値	
野菜	ダイコン	春まき	8	6	4	15	11.25	7.50	
		夏まき・秋まき	8	6	4	20	15.00	10.00	
		冬まき	8	6	4	15	11.25	7.50	
	タマネギ	秋まき	9	6	4	17	12.75	8.50	
	チンゲンサイ	春まき・夏まき	4	3	2	9	6.75	4.50	
		秋まき・冬まき	4	3	2	13	9.75	6.50	
	トマト	促成(施設)	36	27	18	30	22.50	15.00	*3
		半促成(施設)	17	12	8	30	22.50	15.00	*3
		早熟・普通	17	12	8	25	18.75	12.50	*3
		抑制(施設)	17	12	8	15	11.25	7.50	*3
		小笠原(施設)	11	8	5	40	30.00	20.00	*3 *4
	ナス	早熟	39	29	19	40	30.00	20.00	
	ナバナ類	秋まき	3	2	1	22	16.50	11.00	
	ニガウリ	普通	3	2	1	11	8.25	5.50	
	ニンジン	春まき	8	6	4	20	15.00	10.00	
		夏まき	8	6	4	20	15.00	10.00	
	ニンニク	普通	6	4	3	15	11.25	7.50	
	ネギ	春まき	8	6	4	20	15.00	10.00	*5
		秋まき	9	6	4	20	15.00	10.00	
	ハクサイ	秋まき	11	8	5	16	12.00	8.00	
	葉ショウガ	半促成・普通	10	7	5	15	11.25	7.50	
	葉ダイコン	春まき	3	2	1	14	10.50	7.00	
		秋まき	2	1	1	14	10.50	7.00	
	ビーツ (かえんさい)	春～秋まき	1	0	0	14	10.50	7.00	
	ピーマン	早熟	13	9	6	20	15.00	10.00	
	非結球レタス	春まき	5	3	2	16	12.00	8.00	
		夏まき	6	4	3	10	7.50	5.00	
		秋まき・冬まき	5	3	2	13	9.75	6.50	
	ブロッコリー	春まき	10	7	5	25	18.75	12.50	
		夏まき	10	7	5	25	18.75	12.50	
		冬まき	6	4	3	20	15.00	10.00	
	ホウレンソウ	春～初秋まき	7	5	3	14	10.50	7.00	
		秋まき・冬まき	4	3	2	15	11.25	7.50	
	ミズナ	春～秋まき	5	3	2	14	10.50	7.00	
		冬まき	4	3	2	8	6.00	4.00	
	ミニトマト	促成(施設)	36	27	18	30	22.50	15.00	*3
		半促成(施設)	17	12	8	30	22.50	15.00	*3
		早熟・普通	17	12	8	25	18.75	12.50	*3
		抑制(施設)	17	12	8	15	11.25	7.50	*3
		小笠原(施設)	11	8	5	40	30.00	20.00	*3 *4
	モミジガサ	普通	0	—	—	0	—	—	*6
	モロヘイヤ	早熟・普通	2	1	1	14	10.50	7.00	
	ヤマノイモ	普通	8	6	4	20	15.00	10.00	*7
	ラッカセイ	普通	4	3	2	5	3.75	2.50	

種類	農産物名	作型	化学合成農薬 (延べ使用成分回数)			化学肥料 (窒素成分kg/10a)			備考
			慣行 使用基準	東京エコ25 の上限値	東京エコ50 の上限値	慣行 使用基準	東京エコ25 の上限値	東京エコ50 の上限値	
野菜	ラッキョウ	普通(1年掘り)	3	2	1	20	15.00	10.00	
	ルッコラ	春まき・秋まき	8	6	4	14	10.50	7.00	
	レタス	春まき・夏まき・ 秋まき	8	6	4	12	9.00	6.00	
		冬まき	2	1	1	20	15.00	10.00	
果樹	イチジク		10	7	5	24	18.00	12.00	
	ウメ		8	6	4	18	13.50	9.00	
	温州ミカン		13	9	6	25	18.75	12.50	
	カキ		10	7	5	14	10.50	7.00	
	キウイフルーツ		11	8	5	16	12.00	8.00	
	クリ		4	3	2	5	3.75	2.50	
	ナシ		36	27	18	30	22.50	15.00	
	ブドウ		21	15	10	8	6.00	4.00	
	ブルーベリー		4	3	2	10	7.50	5.00	
	パッション フルーツ	施設	5	3	2	20	15.00	10.00	
	ユズ		6	4	3	18	13.50	9.00	
	リンゴ		35	26	17	12	9.00	6.00	
	レモン	露地 (島しょを除く)	12	9	6	20	15.00	10.00	*8
工芸作物	食用つばき (種子)		1	0	0	2	1.50	1.00	
	茶		12	9	6	45	33.75	22.50	

種類	農産物名	作型	化学合成農薬 (延べ使用成分回数)			化学肥料 (窒素成分kg/10a)			備考
			慣行 使用基準	東京エコ25 (養液栽培) の上限値	東京エコ50 (養液栽培) の上限値	慣行 使用基準	東京エコ25 の上限値	東京エコ50 の上限値	
野菜	イチゴ (養液栽培)	促成(施設)	31	23	15				*9
	トマト (養液栽培)	促成長期(施設)	34	25	17				*3 *9
	ミニトマト (養液栽培)	促成長期(施設)	34	25	17				*3 *9

(注) 化学合成農薬の使用回数は、有効成分の延べ回数、化学肥料は窒素成分(kg/10a)。

*1：サトイモには、エビイモ、タケノコイモ、ヤツガシラを含む。

*2：島しょに限る。

*3：トマト、ミニトマトに使用するトマトトーンは、直接花房及び花へそれぞれ1回処理するものであるため、回数は他の農薬とは違い、生育期全体を通じて1回としてカウントすることとする。

*4：小笠原諸島に限る。

*5：ネギには、九条ネギ、加賀太ネギ、千住ネギ、ヤグラネギ、下仁田ネギ、リーキ、ワケネギを含む。

*6：モミジガサの認証対象は栽培したものに限る。また、化学合成農薬及び化学肥料が栽培期間中不使用のものについてのみ認証する。

*7：ヤマノイモには、ヤマトイモ、自然薯、丸イモ、ナガイモ、トックリイモ、イセイモ、イチョウイモ、ツクネイモ、ダイジョを含む。

*8：島しょを除く地域に限る。

*9：養液栽培の認証基準（別表1－2）に適合したものに限る。

東京都エコ農産物の認証区分

		化学合成農薬の削減割合		
		25%以上	50%以上	100%（不使用）
化学肥料の削減割合	窒素肥料 25%以上	東京エコ25		
	窒素肥料 50%以上		東京エコ50	
	化学肥料 100% （不使用）			東京エコ100

(1) **東京エコ25**（化学合成農薬・化学肥料25%以上削減）

- ・化学合成農薬・化学肥料の使用を都の慣行使用基準（窒素肥料）より25%以上削減
- ・化学合成農薬の使用を都の慣行使用基準より25%以上削減、化学肥料の使用を都の慣行使用基準より50%以上削減
- ・化学合成農薬の使用を都の慣行使用基準より25%以上削減、化学肥料不使用
- ・化学合成農薬の使用を都の慣行使用基準より50%以上削減、化学肥料の使用を都の慣行使用基準より25%以上削減
- ・化学合成農薬不使用、化学肥料の使用を都の慣行使用基準より25%以上削減

(2) **東京エコ50**（化学合成農薬・化学肥料50%以上削減）

- ・化学合成農薬・化学肥料の使用を都の慣行使用基準より50%以上削減
- ・化学合成農薬不使用、化学肥料の使用を都の慣行使用基準より50%以上削減
- ・化学合成農薬の使用を都の慣行使用基準より50%以上削減、化学肥料不使用

(3) **東京エコ100**（化学合成農薬・化学肥料不使用）

- ・化学合成農薬不使用、化学肥料不使用

（養液栽培の場合）

	化学合成農薬の削減割合		
	25%以上	50%以上	100%（不使用）
養液栽培の基準に適合	東京エコ25 （養液栽培）	東京エコ 50（養液栽培）	

(1) **東京エコ 25（養液栽培）**（化学合成農薬 25%以上削減）

- ・化学合成農薬の使用量を都の慣行使用基準より25%以上削減

(2) **東京エコ50（養液栽培）**（化学合成農薬50%以上削減）

- ・化学合成農薬の使用量を都の慣行使用基準より50%以上削減
- ・化学合成農薬不使用

別表 4

東京都エコ農産物認証制度で使用回数に加えない農薬一覧

令和5年5月現在

1 有機農産物の日本農林規格 別表 2

農 薬	主な商品名	備 考
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊乳剤3、パイベニカVスプレー、ガーデントップ、ガーデンアシストピレスプレー	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること
なたね油乳剤	ハッパ乳剤	
調合油乳剤	サフオイル乳剤	
マシン油エアゾル	ボルン	
マシン油乳剤	95マシン、アタックオイル、エアータック乳剤、スケルシン95、スピンドロン乳剤、スプレーオイル、トモノール、トモノールS、ハーベストオイル、マシン油乳剤95、ラビサンスプレー、機械油乳剤95、高度マシン95、等	
デンプン水和剤	粘着くん水和剤	「粘着くん液剤」はカウント対象
脂肪酸グリセリド乳剤	アーリーセーフ、ガーデンアシストパームスプレー、サンクリスタル乳剤	
硫黄くん煙剤	硫黄粒剤	
硫黄粉剤	硫黄粉剤50、硫黄粉剤80	
硫黄・銅水和剤	イデクリン水和剤、園芸ボルドー	
水和硫黄剤	イオウフロアブル、クムラス、サルファーゾル	
石灰硫黄合剤	石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	レンテミン液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	ハーモメイト水和剤、重曹	「重曹」は特定農薬
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	ジーファイン水和剤	
銅水和剤 (注：有機銅はカウント対象)	ICボルドー412、ICボルドー48Q、ICボルドー66D、KBW、Zボルドー、キュープロフィックス40、クプロザートフロアブル、クプロシールド、クミガードSC、グリーンドクター2、コサイド3000、コサイドDF、コサイドボルドー、サンボルドー、ドイツボルドーA、ドイツボルドーDF、ビティグラン水和剤、フジドーLフロアブル、ベニドーDF、ベニドー水和剤、ポテガードDF、ボルドー、ムッシュボルドーDF、等	
銅粉剤	Zボルドー粉剤DL、撒粉ボルドー粉剤DL	
硫酸銅	硫酸銅、粉状丹礬	
生石灰	ボルドー液用生石灰、ボルドー液用粉末生石灰、農薬用（ボルドー液用）粉末生石灰	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること
性フェロモン剤	コナガコン、コナガコンープラス、コンフューザーAA、コンフューザーMM、コンフューザーN、コンフューザーR、コンフューザーV、シンクイコンーL、スカシバコンL、ナシヒメコン、パナライン、ハマキコンーN、フェロディンSL、ボクトウコンーH、ヨトウコンーH、ヨトウコンーS、ラブストップヒメシン、等	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること
クロレラ抽出物液剤	農薬登録なし	
混合生薬抽出物液剤	アルムグリーン	
ワックス水和剤	農薬登録なし	
燐酸第二鉄粒剤	スクミンプルー、スクミンベイト3、スラゴ、スラゴX、ナメクジキラーFエース、ナメクジ退治、ナメトール、フェラモール	
メタアルデヒド粒剤	ナメクリン3、等	捕虫器に使用する場合に限ること
炭酸水素カリウム水溶剤	カリグリーン	
炭酸カルシウム水和剤	アブロン、クレフノン	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること
展着剤	アグロガード、アビオンーE、ステッセル、ペタンV	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること

農 薬		主な商品名	備 考
ミルベメクチン乳剤		コロマイト乳剤、ミルベノック乳剤	
ミルベメクチン水和剤		コロマイト水和剤、ダニダウン水和剤	
スピノサド水和剤		サービスエース顆粒水和剤、スピノエースフロアブル、スピノエースベイト、スピノエース顆粒水和剤、ノーカウント顆粒水和剤	
スピノサド粒剤		スピノエース箱粒剤、ゼロカウント粒剤	
還元澱粉糖化物液剤		あめんこ、ガーデンアシストピュアスプレー、キモンブロック液剤、ベニカマイルドスプレー、ベニカマイルド液剤	
食酢（醸造酢液剤）		食酢	「食酢」は特定農薬
エチレン		発芽抑制及び成長促進に用いるものに限る	特定農薬
次亜塩素酸水		塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る	特定農薬
天敵等生物農薬	B T	エコマスターB T、エスマルクD F、クオークフロアブル、サブリナフロアブル、ジャックポット顆粒水和剤、ゼンターリ顆粒水和剤、チューリサイド水和剤、チューレックス顆粒水和剤、チューンアップ顆粒水和剤、デルフィン顆粒水和剤、トアローフロアブルC T、トアロー水和剤C T、バイオマックスD F、等	
	微生物	アグロケア水和剤、インプレッションクリア、インプレッション水和剤、エコショット、エコホープ、エコホープD J、エコメイト、キュービオZ Y-0 2、ゴッツA、セレナーデ水和剤、タフエイド、タフパール、タフブロック、タフブロックS P、バイオキパー水和剤、バイオリサ・カミキリ、バイオワーク水和剤、パイレーツ粒剤、パストリア水和剤、ハスモン天敵、バチスター水和剤、ハマキ天敵、フィールドキパー水和剤、プリファード水和剤、ベジキパー水和剤、ボタニガードE S、ボタニガード水和剤、ボトキラー水和剤、ボトピカ水和剤、マイコタル、マスタピース水和剤、ミニタンW G、モミホープ水和剤、等	
	線虫	バイオセーフ、パイオトピア	
	天敵	地場で生息する天敵、アカメ、アフィパール、アリガタ、イサバラリ、エルカード、エンストリップ、オリスターA、カゲタロウ、カメノコS、キイトップ、ククメリス、ククメリスE X、コレトップ、コレバラリ、サバクトップ、スパイカルE X、スパイカルプラス、スパイカルU M、スパイデックス、スワマイト、スワルスキー、スワルスキープラス、タイリク、チャバラ、チリガブリ、チリトップ、ツヤトップ、ツヤトップ2 5、ツヤバラリ、テントップ、トスパック、ナミトップ、ナミトップ2 0、バコトップ、ヒメトップ、ベミパール、マイネックス、ミッチトップ、ミドリヒメ、ミヤコスター、ミヤコトップ、メリトップ、リクトップ、リモニカ、等	「地場で生息する天敵」は特定農薬
天敵等生物農薬・銅水和剤		クリーンカップ、ケミヘル	

2 その他、天然物由来等（都が確認したものに限る）

農 薬		主な商品名	備 考
還元澱粉糖化物液剤		エコピタ液剤	
食酢（醸造酢液剤）		エコフィット	「食酢」は特定農薬
細菌抽出物		アグリマイシン-1 0 0、アグレプト液剤、アグレプト水和剤、ジオゼット水和剤、バリダシン液剤5、バリダシン粉剤D L、フランカットスプレー、ポリオキシシンA L水溶剤、ポリオキシシンA L水和剤、ポリオキシシンA L乳剤、マイコシールド、ポリベリン水和剤、ダイアメリットD F、デュアルサイド水和剤	
細菌抽出物・銅水和剤		バリダシン液剤、カスミン液剤、カスミンボルドー、カスミンバリダシン液剤、銅シン水和剤	
炭酸カルシウム水和剤		クレント、ホワイトコート	
展着剤		その他の展着剤	「フーモン」はカウント対象